

# 住宅用家屋証明申請書 必要書類一覧 (窓口・郵送共通)

## 個人が新築した家屋

①	確認済証または検査済証
②	下記のうちいずれか一つ ・登記完了証(※1)及び登記申請書 ・登記全部事項証明書 ・登記情報提供サービスの照会番号 及び発行年月日を記載した書類
③	住民票

## 個人が取得した建築後使用されていない家屋

①	確認済証または検査済証
②	売買契約書または譲渡証明書
③	未使用証明書
④	下記のうちいずれか一つ ・登記完了証(※1)及び登記申請書 ・登記全部事項証明書 ・登記情報提供サービスの照会番号 及び発行年月日を記載した書類
⑤	住民票

## 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋

①	下記のうちいずれか一つ ・登記原因証明情報 ・売買契約書 ・譲渡証明書
②	下記のうちいずれか一つ ・登記完了証(※1)及び登記申請書 ・登記全部事項証明書 ・登記情報提供サービスの照会番号 及び発行年月日を記載した書類
③	住民票

### 〈下記書類は該当する場合のみ必要〉

【特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合】  
認定通知書の写し

### 〈下記書類は該当する場合のみ必要〉

【令和4年3月31日以前に取得し、 建築年数要件(※2)を超える家屋の 場合】	【令和4年4月1日以後に取得し、 昭和56年12月31日以前に建築され た家屋(※3)の場合】
---	---

(下記のうちいずれか一つ)

- ・耐震基準適合証明書
- ・住宅性能評価書
- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る  
保険付保証明書

### 【宅地建物取引業者が増改築をした家屋の場合】

①	売買価格が確認できる書類 (下記のうちいずれか一つ) ・売買契約書 ・売渡証書 ・登記原因証明情報
②	増改築等工事証明書
③	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る 保険付保証明書 ただし、給水管等の改修工事を行った場合のみ

### 【入居予定の場合】

①	未入居の申立書
②	現在の家屋の処分方法が分かる書類

### 【抵当権設定登記の場合】

①	当該家屋の新築および取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書
②	当該資金の貸付等に係る債務の保証契約書等

※1 電子申請による登記完了証でも可能。ただし、登記官の認証印または司法書士や土地家屋調査士の「電子申請サービスから印刷した」旨の記載と職印が必要

※2 25年→石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

20年→上記以外

※3 当該家屋の取得日前2年以内にそれぞれ調査が終了、評価がされていること、契約が締結されていることが必要

問い合わせ先: 川西市役所資産税課  
072-740-1133(直通)